

## 甲府市農業委員会 4月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年4月28日（水曜日）午後2時00分から午後3時50分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男      2番 小松 芳彦      3番 菊島 建      4番 池田 哲郎  
5番 落合 洋子      6番 關野 登      7番 田中 由美      8番 後藤 良仁  
9番 土屋 三千雄      10番 越石 和昭      11番 小澤 博      12番 山村 忠弘  
13番 雨宮 洋文      14番 末木 瑞夫      15番 矢崎 正勝      16番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

1番 佐々木 茂隆      2番 萩原 斉      3番 植田 泰      5番 平澤 友良  
6番 山本 俊一      7番 杉原 正芳      9番 小池 厚      10番 二宮 茂徳  
11番 大森 由彦      13番 齊藤 藤雄      14番 金丸 輝男      15番 若尾 忠昭  
17番 池谷 幸男      18番 長田 茂季

4. 欠席委員（4名）

### 【農地利用最適化推進委員】

4番 山本 光信  
8番 松木 正治  
12番 佐野 満  
16番 亀井 智

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和3年5月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第6号 返納届について
- 報告第7号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年4月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会4月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、4月定例総会の議事録署名委員ですが、1番の渡邊初男（わたなべ はつお）委員、2番の小松芳彦（こまつ よしひこ）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いいたします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

農地係青木でございます。今月の第3条許可申請は有償移転が3件ございまして、いずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

続きまして、議案書2番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

続きまして、議案書3番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は〇〇で〇〇をしており、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見はありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付を  
してまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたしま  
す。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 1 件でございますが、5 条がたくさんございまして、またこの  
後農政課の説明が控えておくことから、本日につきましては若干地図等を使った説明  
は省略させていただきますが、ご容赦のほどお願いします。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地（その他）と判断しました。

申請人は、〇〇が〇〇しており〇〇が不足しているため、申請地を〇〇として転用  
したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご  
質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてくだ  
さい。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたしま  
す。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 7 件、賃貸借が 15 件、使用貸借が 3 件、計 25  
件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 5 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの5条No.2をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書3番、及び4ページ4番～5番は関連案件となります。地図は4ページの5条No.3～5をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇で〇〇を営んでおり、近隣商業施設の〇〇を〇〇されているが〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し、申請地を〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書6番、地図は5ページの5条No.6をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書5ページの7番、地図は6ページの5条No.7をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しているが、現在〇〇が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として転用したいとのことです。

続きまして、議案書8番～9番、及び6ページ10番は関連案件となります。地図は7ページの5条No.8～10をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 11 番～12 番、及び 7 ページ 13 番は関連案件となります。地図は 8 ページの 5 条No.11～13 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 14 番、地図は 9 ページの 5 条No.14 をご覧ください。

農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇として〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 15 番、地図は 10 ページの 5 条No.15 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として転用したいとのことです。

続きまして、議案書 8 ページ 16 番、地図は 11 ページの 5 条No.16 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇を経営していますが、〇〇になったため移転を計画していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を〇〇として転用したいとのことです。

転用後は〇〇し、〇〇を設置する予定です。

続きまして、議案書 17 番、地図は 12 ページの 5 条No.17 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇として〇〇を経営しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 18 番、地図は 13 ページの 5 条No.18 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において、〇〇を行っており、〇〇において〇〇を設置しているが、現在〇〇が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として転用したいとのことです。

続きまして議案書 9 ページ 19 番、地図は 14 ページの 5 条No.19 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 20 番、10 ページ 21 番は関連案件となります。地図は 15 ページの 5 条No.20～21 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇を経営しているが、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 22 番～23 番は関連案件となります。地図は 16 ページの 5 条No.22～23 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として、転用したいとのことです。

続きまして、議案書 11 ページ 24 番、地図は 15 ページの 5 条No.24 をご覧ください。

農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外と判断しました。

譲受人は、〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として、転用したいとのことです。

続きまして議案書 25 番、地図は 16 ページの 5 条No.25 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

議案書 10 ページから 11 ページにかけて、22、23 番の〇〇の関係で経緯を説明させていただきます。こちらの〇〇は〇〇の買い取りをする〇〇で、〇〇の交差点のところで幅広く行っている〇〇ですが、下向山町で前の〇〇が〇〇を買い取り、〇〇しています。このまわりが〇〇や〇〇及び〇〇のため、南ブロックの方で〇〇となり、〇日に〇〇に行ってきました。〇〇されるのが、〇〇そして〇〇などによる〇〇についてです。そこで〇〇の〇〇と〇〇と〇〇に説明を受けました。それによりますと、近い将来〇〇を作り〇〇したりして〇〇を講じるということで、地元の農業委員も〇〇していく必要があると思い、参考のため報告させていただきました。

もう一つ 24 番の〇〇の関係ですが、こちらの〇〇は中道の担当地区に〇〇してきましたが、〇〇しましたがその先がすぐ〇〇がありません。〇〇なのが、農地について〇〇と言われますが〇〇があるということです。当時の〇〇によると、農地に〇〇とのことですが、〇〇させて〇〇を置き〇〇として使っていました。〇〇には農地に〇〇と伝え、〇〇なはずなので、農業委員会と〇〇するようにと〇〇しました。そして〇〇日には中道の南ブロックの農業委員と最適化推進委員で〇〇に行き、農業委員会からの〇〇もあり、今回 5 条の賃貸借という形になりました。後の処理については事務的、法令的には問題ありませんが、参考のため報告させていただきます。

○議長（西名会長）

22, 23, 24 番の案件について、地元の委員さんから詳しい経過説明がありました。すべて一定の条件をクリアして今回の総会に付議されているということでございます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 6 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 12 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

13 ページからは令和 3 年 3 月 16 日から令和 3 年 4 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第6号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号 令和3年5月告示分 農用地利用集積計画についてです。

また、関連がありますので、報告第7号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第4号の説明をいたします。議案書22ページをご覧ください。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定4件、再設定23件、計28件の申し出がありました。

議案書22ページの表は所有権移転です。

中道北地区からの申し出がありまして、合計面積は202㎡です。

議案書24ページの表は、新規設定です。

中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は6,226㎡です。

中段の表は、令和3年度の目標面積103,600㎡に対し、設定面積は20,477㎡、達成率は20%です。

続いて25ページの表は、再設定です。

千代田・甲運・二川・山城・大鎌田・中道北・中道南区からの申し出があり、合計面積は34,180㎡です。

中段の表、令和3年度の目標面積350,700㎡に対し、設定面積は71,045㎡、達成率は20%です。

23ページ1番は所有権移転です。

26ページ1番から27ページ4番は新規設定です。

27ページ5番から28ページ7番は再設定です。

28ページ8番から35ページ27番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。23 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住で〇〇歳、年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で田〇〇㎡、畑〇〇㎡、樹園地〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲受人の〇〇農地を、〇〇を図る目的で、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たしております。

続いて、解除条件付一般法人の案件を説明します。34 ページ 24 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手の経営農地は、〇〇㎡を有しています。平成〇〇年〇〇月に〇〇の経営を目的に、〇〇として発足し、山梨県産の農作物を利用した〇〇等を行っております。今回申出のあった農地では、〇〇を行う予定であり、利用権設定の更新になります。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 36 ページをご覧ください。今月は 5 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

以上です。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、下曽根地区後藤委員から補足説明をお願いします。

#### ○下曽根地区委員（後藤委員）

下曽根の後藤です。先程事務局から報告があった通り、〇〇しているということで特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の24番の案件について、右左口上九地区 柿嶋職務代理から補足説明をお願いします。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

右左口上九の柿嶋です。具体的な内容は、〇〇を行っており、〇〇年位前から〇〇人の〇〇が〇〇等作っております。〇〇の移動は〇〇で〇〇しております。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

ひとつとおり地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第7号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

《 特になし 》

特にないようですので以上をもちまして、4月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時50分 閉会